



《会計・税務の知識》特許ライセンス契約と消費税

2010年に日本人2名がノーベル賞を受賞したことは記憶に新しいと思いますが、うち1名はアメリカの大学の特別教授でした。すでに「発明」に国境はなく、その発明を保護する権利である特許権も世界各国に登録されています。そこで、今回は特許ライセンス契約の消費税課税関係について国際取引も含め整理したいと思います。

1. 特許権とは

特許権とは、特許を受けた発明を排他的に使用できる権利をいいます。現在、全世界で使用できる国際特許は存在せず、特許の申請は国ごとによって行う必要があります。また、特許ライセンス契約は「特許」という無形資産の使用権を他の者に与える契約であり、「資産の貸付」に該当することになります。

以下では、非居住者は日本国内に支店または出張所等を有しておらず、また、事業者が事業として対価を得て行う取引を前提としてご説明します。

2. 国内登録の特許権の取扱い

日本国内にのみ登録されている特許権は、「国内において」行われた取引に該当するため原則として課税対象となります。

ただし、特許権の借受人が非居住者となる場合は、輸出取引等に該当するため輸出免税の対象となります。

3. 国外登録の特許権の取扱い

資産の貸付の内外判定については、貸付が行われたときに、その資産が所在していた場所によって判断されます。特許権の所在は原則として特許権の登録をした機関の所在地となります。したがって、契約当事者が居住者か否かは問題とはならず、国外に登録されている特許権は原則として不課税となります。

4. 複数の国で登録されている特許権の取扱い

ここまでは1か所の国にのみ登録されている特許権を前提としてご説明してきましたが、複数の国にわたって登録している場合は取扱いが変わります。

同一の権利について2以上の国において登録をしている場合には、これらの権利の貸付を行う者の住所がその資産の所在地となります。つまり、特許権の所有者の住所が日本国内ならば2.と同様の取扱いに、非居住者ならば国外取引であるため3.と

同様の取扱いとなります。

以上をまとめると下記の表となります。

特許権の登録地	特許権所有者	借受人	消費税課税関係
国内のみ	居住者	居住者	課税
	非居住者		
	居住者	非居住者	輸出免税
	非居住者		
国外1か所のみ	居住者	居住者	不課税
		非居住者	
	非居住者	居住者	
		非居住者	
複数国	居住者	居住者	課税
		非居住者	輸出免税
	非居住者	居住者	不課税
		非居住者	

5. クロスライセンス契約の取扱い

クロスライセンス契約とは、特許権の所有者が相互に自社の有する特許をライセンスする契約です。この契約は、それぞれを別個の契約と考え、上記表に当てはめて課税関係を判定することになります。

また、クロスライセンス契約は対価の授受がないことが多いですが、自社が保有する特許権の見返りに相手方の特許権を受けるので資産の交換と同様の処理となります。つまり、提供を受ける特許権の価額を対価として自社で保有している特許権の貸付を行うと同時に、自社の提供する特許権の価額を対価とする仕入れを行っていることとなります。

なお、法人税については、消費税と取扱いが異なり現状では相殺されているライセンス料の支払いと入金をあえて両建て経理する必要はないと思われます。

6. 結び

特許権に代表される知的財産権は目に見えず、加えて取引が国際化することで、さらに全体像が見えにくくなってきています。

本稿では明瞭化のために前提条件を簡素化しましたが、実際の実務処理は複雑であり、また要件の充足の検討を慎重に行う必要がありますのでご注意ください。

(担当：塚越 大紀)